

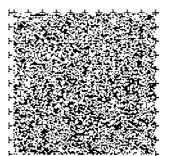
◆第2章 「せたがやノーマライゼーションプラン」の基本的な考え方

ノーマライゼーションの考え方は、バンク・ミケルセンが、デンマークで「1958年法」という法律を作り、入所施設で暮らす知的障害者の地域での生活を作ろうとしたことから始まります。

ノーマライゼーションを直訳すると、「普通にすること」となります。ですから、障害者が頑張つて、「普通の人に近づくこと」と思われがちです。しかし、ミケルセンは次のように主張しています。「ノーマライゼーションは、ハンディキャップをもつ人を『ノーマルな人』にすることを意味しているではありません。その人たちをまるごと受け入れて、ノーマルな生活条件を提供することです。」すなわち、社会のあり方を改めることが必要だと強調したのです。

そして、社会から排除されがちなのは、障害者だけではなく、特別養護老人ホームに入るお年寄り、虐待された子どもや、外国から来た人も地域に馴染めません。そこで、今ではこのような全ての人を、必要な支援を提供しながら、地域に包み込む、という考え方にノーマライゼーションも発展しています。ノーマライゼーションは、地域のあり方を、全ての人々に問いかけているのです。

(世田谷区障害者施策推進協議会 委員 石渡 和実 氏)



1. 基本理念

「せたがやノーマライゼーションプラン（平成17年度～平成26年度）」の基本理念である“安心して地域で自立した生活を継続できる社会の実現”を継承しつつ、「障害の有無に関わらず、誰もが」「住み慣れた地域で」という表現を追加します。

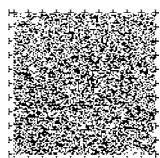
【基本理念】

**障害の有無に関わらず、誰もが
住み慣れた地域で自分らしい生活を
安心して継続できる社会の実現**

○区は、すべての区民が、障害の有無に関わらず、相互に人格と個性とを尊重しあう「共生社会」の実現をめざします。

○区は、一人ひとりが、住み慣れたまち・世田谷で、能力を最大限に生かし、自らの意思で生き方を選択・決定しながら、社会に参加することができる「自分らしい生活」を送れるようにすることを大切にします。

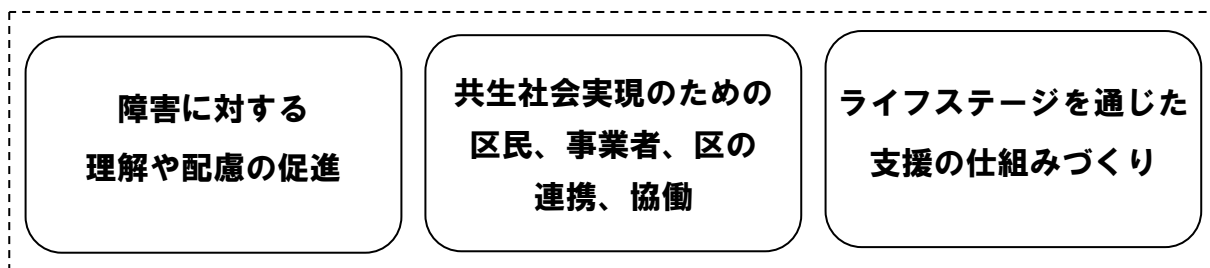
○必要なときに、ライフステージに応じた途切れのない支援が受けられることが、「生活を安心して継続できる」社会の実現につながります。



2. 基本的方向性

せたがやノーマライゼーションプランの基本理念を実現するため、基本的方向性を以下の3点に示します。

【基本的方向性】



○障害に対する理解や配慮の促進

障害者が自らの意思で生き方を選択・決定することができ、安心して地域生活を送るためには、教育や就労、日中活動、文化、スポーツ等、多様な社会活動の場が必要です。

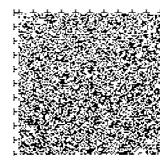
区は、障害に対する理解や配慮が促進されるよう、取組みを進めます。障害者の自立と社会参加に関わるあらゆる場面で、障害を理由とする差別が生じることなく、権利が守られるよう、障害理解や啓発に努めます。

○共生社会実現のための区民、事業者、区の連携、協働

区は、障害の有無に関わらず、誰もが地域で共に育ち、学び、働き、地域とつながり、活動するにあたり、それぞれが持てる力を最大限に発揮し、地域で自分らしく生活できる共生社会の実現を目指します。そのため様々な分野で区民、事業者、区が連携・協働して、障害者が自らの生活のあり方を主体的に選択し、行動できる環境づくりや仕組みづくりを進めます。

○ライフステージを通じた支援の仕組みづくり

必要なときに支援が受けられる環境が整備されることは、自分らしい生活を送り、社会参加を実現する上で大切な基盤です。区は、一人ひとりの年齢や障害の状況に応じて、本人やその家族に寄り添い、ニーズにあった適切な支援を途切れなく継続的に受けることができる体制の整備に努めます。



3. 世田谷区における地域包括ケアシステムの推進

(1) 地域包括ケアの地区展開について

国は、団塊の世代の高齢者が75歳以上となる平成37年（2025年）に向けて、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供して、支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、日常生活の場（日常生活圏域）で生活全般を支援する「地域包括ケアシステム」の推進を目指しています。

世田谷区においては、高齢者だけでなく、障害者（児）や子育て家庭など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしつつげられることを目的とした地域包括ケアシステムの推進を目指します。

地域包括ケアシステムの推進に向け、あんしんすこやかセンターの相談対象を高齢者だけでなく障害者（児）や子育て家庭などに拡大するとともに、出張所・まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター及び社会福祉協議会を一体整備し、三者が連携して身近な地域で潜在化している問題の早期発見や相談支援体制の強化、地域生活を支える地域資源の開発等に取り組み、地域包括ケアの地区展開を図ります。

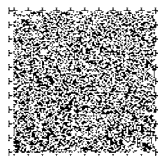
(2) 障害施策における地域包括ケアシステムの推進

せたがやノーマライゼーションプランの策定にあたっては、その基本理念である「障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」に向けた施策体系を示しています。

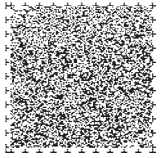
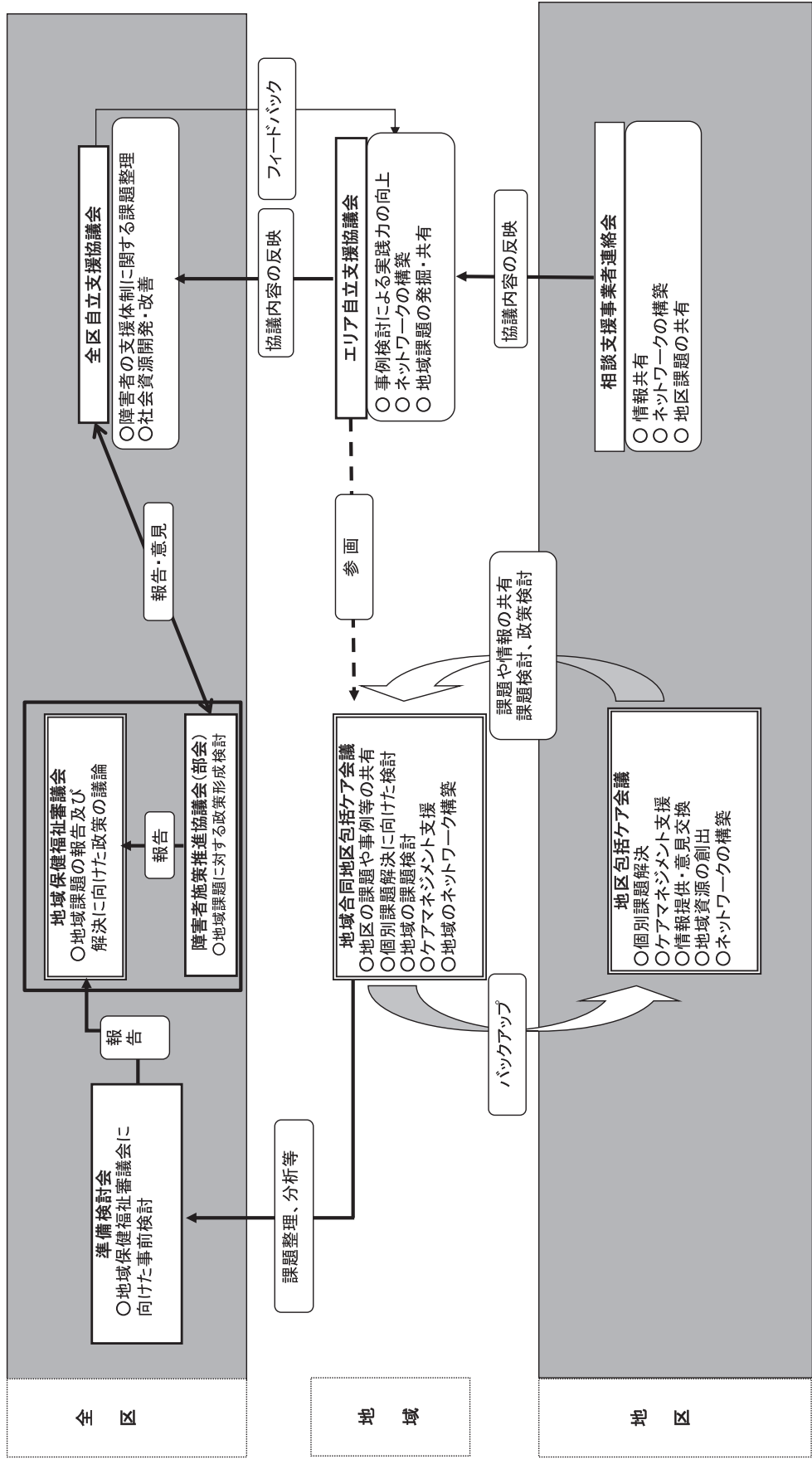
区では、障害者の生活基盤となるグループホーム等の「住まい」の確保をはじめ、「障害福祉サービス」や本人やその家族の状況に合わせた「生活支援」、「保健・医療」、「社会的活動」等が一体的に提供される、地域包括ケアシステムを推進します。

障害者の支援については、あんしんすこやかセンターからの引き継ぎも含め、地域障害者相談支援センターが中心となり、包括的・継続的ケアマネジメント^{*}の実施につなげていきます。様々な障害種別に対応できる相談支援体制の整備に努めるとともに、相談支援事業者等をはじめとするネットワークの強化を図ります。また、身近な地域において保健・医療・福祉が連携し、障害者が必要なサービスをライフステージに応じて途切れなく受けられるように、提供体制の充実を図ります。さらに、質の高いサービス提供に向けて、専門人材の確保や人材育成の充実に取り組みます。こうしたことと併せて、地域における障害理解の促進を図るとともに、地域の住民同士の見守り活動や支え合い活動が促進されるよう、地域人材の発掘・育成に取り組み、身近な地域での参加と協働の地域づくりを目指します。

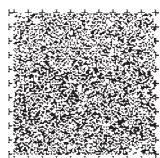
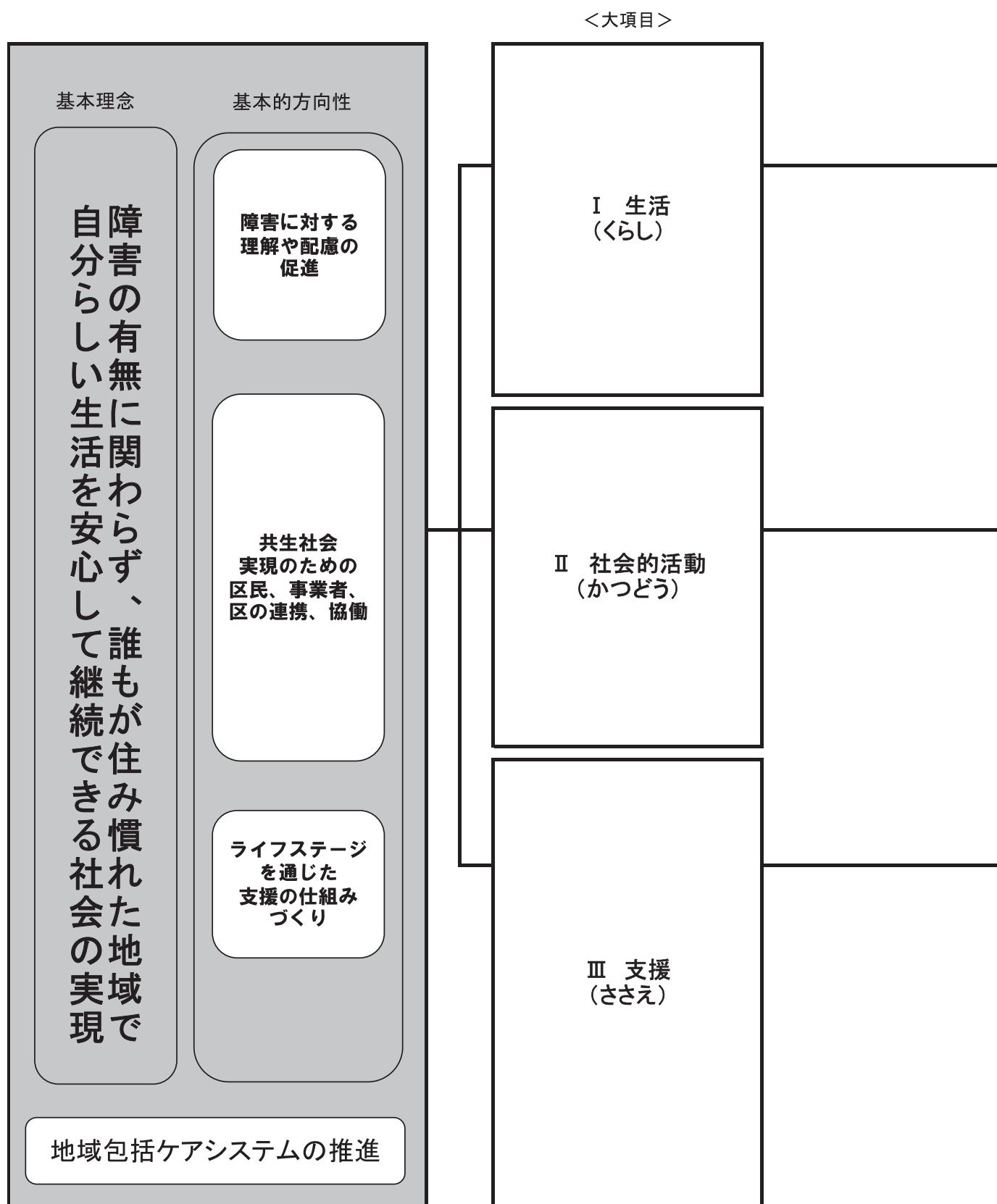
^{*}包括的・継続的ケアマネジメント：支援を要する本人の機能や能力を最大限に生かしその人らしい自立した生活を継続するため、本人の意欲や適応能力などの回復を援助するとともに、課題の解決に有効だと考えられるあらゆる社会資源を自己決定に基づきコーディネートし、本人や家族が必要なときに必要な支援を切れ目なく活用できるように援助していくケアマネジメントのこと。（出典：世田谷区地域保健医療福祉総合計画）



区における地域ケア会議の体系について



4. 施策体系



<中項目>

<小項目>

1 生活支援 (せいかつ)	(1)在宅サービスの充実 (2)地域移行の促進 (3)日中活動の充実 (4)サービスの質の向上
2 保健・医療 (けんこう)	(1)予防の充実 (2)健康づくりの推進 (3)リハビリテーションの充実 (4)医療と福祉との連携 (5)母子保健事業と連携したフォロー体制の拡充
3 生活環境 (まちとすまい)	(1)居住支援の充実 (2)ユニバーサルデザインの推進 (3)移動のための支援の充実
4 雇用・就労、 経済的自立の支援 (はたらき)	(1)就労支援の充実 (2)雇用の促進 (3)工賃の向上 (4)経済的自立の支援
5 教育、文化芸術活動、 スポーツ等 (そだち・まなび)	(1)早期支援の充実 (2)地域支援の充実 (3)途切れのない支援 (4)教育・保育の充実 (5)配慮が必要な子どもの療育・日中活動の場の確保 (6)生涯学習の推進 (7)スポーツの推進 (8)文化芸術活動の振興
6 情報アクセシビリティ (つながり)	(1)意思疎通支援の充実 (2)行政情報へのアクセシビリティの向上
7 行政サービス等 における配慮 (さんか)	(1)区職員等に対する研修の促進 (2)合理的配慮の提供 (3)区の政策・施策形成への参画の支援
8 安全・安心 (あんしん)	(1)相談支援体制の充実 (2)支援ネットワークの構築 (3)保健福祉人材の育成・確保 (4)家族支援の充実 (5)見守りの推進 (6)防災対策の推進
9 差別の解消、 権利擁護の推進 (りかい・まもる)	(1)障害理解の促進 (2)障害を理由とする差別の解消の推進 (3)虐待の防止 (4)権利擁護の推進

